

香芝市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月22日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第39号

香芝市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

香芝市職員の退職管理に関する規則（平成28年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「次に」を「香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）別表第2の8級の項に」に改め、同条各号を削る。

第12条第6号中「次条各号に掲げる」を「次条に定める」に改める。

第13条中「次に」を「香芝市の一般職の職員の給与に関する条例別表第2の7級の項に」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の香芝市職員の退職管理に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。